

(整理番号 0504)

令和5年度 栃木地方最低賃金審議会
第1回栃木県最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和5年7月31日(月) 14時20分 ~ 17時25分					
開催状況	公 益 代表委員	出席2人	労働者 代表委員	出席3人	使用者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 栃木県最低賃金の金額改定について 3 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長として杉田委員、部会長代理として黒川委員が全会一致の議決により選出された。</p> <p>2 栃木県最低賃金の金額改定について はじめに、専門部会の公開について、採決を除いた三者協議を公開することについて確認し、労使それぞれの代表委員より、金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方の主張が行われた。その後、公労協議・公使協議が行われ、それぞれ金額提示が行われた。</p> <p>(1) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>ア <金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方> 最低賃金近傍で働く者のくらしを守り、日本社会のステージを転換し未来をつくる。労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準を確保し、中小・零細事業者が賃上げしやすい環境の整備をする。労働市場の改善傾向を踏まえた審議を望み、具体的な要求額絶対水準を引き上げ、1000円は確実に到達する必要がある。</p> <p>イ <金額提示> 87円引き上げ(まずは1000円に到達するため) 74円引き上げ(隣県である埼玉県の実行987円に追いつくため) 68円引き上げ(連合調査の3.35%の賃上げ率に栃木県内消費者物価指数「総合」2023年1~5月増加分の平均値4.16を加えた7.51%を引き上げ率の根拠とする)</p> <p>(2) 使用者代表委員の見解及び主張</p> <p>ア <金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方> 令和4年度は、栃木県でプラス31円、3.5%の大幅引き上げにより、18.6%の過</p>						

去最大の影響率を記録した。これを負担と感じている中小企業は相当程度あり、最賃法は罰則付きの強行法でもある。賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率の結果を最も重視するとの基本的な考え方に変わりはなく、客観的なデータに基づいて県内企業の経営者に納得感のある額を示すことが責務と考えている。そのため、10月1日発効に必要以上にとらわれることなく慎重な議論を重ねたい。

イ <金額提示>

8円引き上げ(令和5年度賃金改定状況調査結果第4表のパート・Bランク・卸売業・小売業の賃金上昇率0.9%を現行913円にかけたもの)

14円引き上げ(令和5年度賃金改定状況調査結果第4表の男女計・Bランク・卸売業・小売業の賃金上昇率1.5%を現行913円にかけたもの)

17円引き上げ(令和5年度賃金改定状況調査結果第4表のパート・Bランク・卸売業・小売業の賃金上昇率1.9%を現行913円にかけたもの)

3 その他

労使ともこの日にこれ以上の金額提示は難しいとの主張があったことから、議論は次回以降に持ち越しとなった。

専門部会の日程として、第2回を8月3日(木)14時~、第3回を8月7日(月)13時30分~、開催することを確認した。

本審の日程として、第3回を8月7日(月)16時~、第4回を8月23日(火)10時~、開催することを確認した。

なお、開催日程はあくまで予定であり、審議状況により変更はある。